

令和2年7月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール

2. 出席委員（13人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	伊地知	幸弥
委員	3番	三島	治生
委員	4番	川畑	善美
委員	5番	今井	博美
委員	6番	久富	裕樹
委員	7番	大山	秀喜
委員	8番	玉野	政仁
委員	9番	谷山	健一郎
委員	10番	徳永	孝男
委員	11番	村山	俊夫
委員	12番	大福	富一(会長代理)
会長	13番	野村	栄治

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第18号 農地法第3条の規定による許可について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可について

議案第20号 農用地利用集積計画の作成について

議案第21号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第22号 非農地証明書の発行について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

② 相続登記に関する報告

5. その他

① 利用状況調査及び8.1調査について

② 次期総会について

令和2年8月24日(月)午後2時から 和泊町役場 結いホール

議案提出締切日：8月17日(月)午後5時まで

現地確認調査日：8月18日(火)午後1時30分から

議案発送日：8月20日(木)

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次

事務局主査 大坪 忠仁 任用職員 久富 ひとみ

9:00～

皆さん、おはようございます。ただ今より令和2年7月期和泊町農業委員会

事務局	<p>定例総会を開会いたします。本日の出席人数ですが、平田委員と今井委員は少し遅れるとの連絡がありました。現在の出席人数が11名で定足数に達しておりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。</p>
会長	<p>おはようございます。このメンバーでは最後の総会になります。先月から今日にかけて会長として出席した会は、実験農場の運営委員会で、そこで新しい野菜の栽培に取り組んでいるという事でした。唐辛子のように辛い野菜だそうです。それと、農場で使用していない畑は若い人達に貸し出しているそうです。その他に、7月に入りまして、局長と二人、鹿児島でありました会に出席しまして新聞関係で表彰されました。これも、皆さんの活動のおかげです。その会の中で、これから始まってくる人・農地プランに積極的に参加して下さい、という事でした。それと、皆さんが活動したときに書くことになっている活動記録簿を必ず記入して下さいとの事でした。以上が、会に出席して記憶に残っていることです。大山委員と三島委員には、会の最後で挨拶をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。これで終わります。</p>
事務局	<p>それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。会長、議事の進行をお願いします。</p>
議長	<p>では、まず議事録署名委員の指名を致します。伊地知委員、三島委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議案第18号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは、説明します。申請番号1 土地の所在が永嶺字宇迫当〇〇 普通畑 1,924㎡ 貸人が喜美留〇〇番地の〇〇氏、受人が和泊〇〇番地の〇〇氏です。こちらは、身内への貸与になります。次から所有権移転になります。申請番号2 土地の所在が永嶺字ウバヒ〇〇 普通畑 1,038㎡ 他1筆 合計面積3,145㎡ 譲渡人が喜美留〇〇番地の〇〇氏で、譲受人が和泊〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が身内への贈与です。申請番号3 土地の所在が和泊字赤平〇〇 普通畑 2,860㎡ 他4筆 合計面積7,514㎡ 譲渡人が和泊〇〇番地の〇〇氏、譲受人が和泊〇〇番地の〇〇氏で申請事由が身内への贈与です。申請番号4 土地の所在が和泊字城當〇〇 普通畑 1,841㎡ 他2筆 合計面積5,491㎡ 譲渡人が和泊〇〇番地の〇〇氏、譲受人が和泊〇〇番地の〇〇氏で申請事由が身内への贈与です。申請番号5 土地の所</p>

	<p>在が玉城字インカマ〇〇 3,057㎡ 他3筆 合計面積9,835㎡ 譲渡人が和泊〇〇番地の〇〇氏，譲受人が大城〇〇番地の〇〇氏で，申請事由が経営規模拡大で，全面積で〇〇万円です。農業委員のあっせんによる売買になります。申請番号6 土地の所在が大城字平田〇〇 普通畑 1,841㎡ 他4筆 合計面積6,547㎡ 譲渡人が兵庫県在住の〇〇氏，譲受人が大城〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が経営規模拡大のためで，こちらにも，農業委員のあっせんによる売買になります。全面積で〇〇万円です。こちらの申請は，担当調査委員の皆さんが現地確認及び聞き取り調査を行った結果，農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため許可要件をすべてを満たしていると思われる。審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは，申請番号1について，質問，補足説明等をありませんか。</p>
川畑委員	<p>この申請は貸与になっているのですが，期間は決まっていないのですか。</p>
議長	<p>この申請は，許可日から5年間，弟さんに貸すという事です。他に何か質問等はありませんか。 (なしの声) それでは，申請番号2から6までで質問，補足説明等をありませんか。</p>
大福委員	<p>申請番号5の一番下の公簿地目・現況地目とも普通原野になっているので審議の必要はないと思いますが。</p>
事務局	<p>スクリーンを見てもらうと分かると思いますが，一部が畑になっていますので今回，議案に上がっております。それと，こちらの農地は農用地区域内になっていますので，あっせんの対象になります。</p>
議長	<p>他に，質問はありませんか。 (なしの声) それでは，採決します。承認される方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで承認します。それでは，議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可について 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので，次のとおり審議を求めます。事務局，お願いします。</p>
事務局	<p>はい，それでは，説明します。整理番号1 土地の所在が国頭字鍛冶〇〇 普通畑 1,105㎡の内の一部499.01㎡ 転用目的が一般住宅，駐車場で令和2年の4月総会で除外中です。譲渡人が国頭〇〇番地の〇〇氏で，譲受人が手々知名〇〇番地の〇〇氏です。全面積で〇〇万円です，売買になります。整理番号2 土地の所在が国頭字鍛冶〇〇 普通畑 1,105㎡の内の一部606.98</p>

	<p>m² 転用目的が、障害者就労支援事業所、駐車場で令和2年の4月総会で除外中です。譲渡人が国頭〇〇番地の〇〇氏で、譲受人が手々知名〇〇番地の〇〇氏で5年間の使用貸借になります。譲受人が個人名になっていますが、〇〇氏は会社の代表者で、会社で借りるという事です。意見書の方を確認していただきたいと思います。整理番号1です、申請地は、役場から北東へ5.2kmに位置し、主に飼料作物やサトウキビの栽培が行われている農地で、周囲は宅地に囲まれ、農地の広がり、10ha未満で農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから農振除外後は第2種農地の「その他の農地」と判断されます。という事で現在、農用地区域からの除外手続き中で、令和2年7月21日までが異議申し立て期間になります。資金の調達につきましては、融資予定証明書の確認もとれています。転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。申請人は現在、賃貸住宅に住んでおり、今回奥さんの実家の近くに住宅を新築するものであります。総合意見としましては、許可相当であると認められます。都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の必要はありません。申請番号2は、申請番号1の残地になります。農地の区分としましては先ほど同様、第2種農地で、現在、除外手続き中です。障害者就労支援事業所及び駐車場という事と、権利の種類が使用貸借ということ以外は申請番号1と同じです。総合意見としましては、許可相当であると認められます。</p>
大福委員	<p>国頭小学校の上の方にも〇〇氏から、同じ様な施設の申請があったと思いますが。</p>
事務局	<p>国頭小学校の近くの施設は子供用で、今回申請の施設は、障害者を受け入れて自立の支援を行うというものになります。将来的には珈琲の栽培等を手掛けていきたいという事です。今、「さねん」という施設がありますが、それに近いものになるようです。以上です。</p>
議長	<p>質問、補足説明等はありませんか。 (なしの声) それでは、採決します。承認される方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。それでは、議案第20号 農用地利用集積計画の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求める。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、今回の申請件数が44件あります。相対の使用貸借契約が3件で全契約が新規になります。相対の賃貸借契約が37件、新規が35件、更新が2件になります。公社を通しての賃貸借契約が4件出ておまして、その中で新規が3件、更新が1件になります。総契約面積が、215,549m²となっております。</p>

	以上の契約は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。審議をお願いします。
議長	今回のほとんどの契約が次期作支援関係ですか。他にはどこの字から出てきていますか。
事務局	はい、だいたい、古里、皆川です。
議長	〇〇氏と〇〇氏がほとんどですよ、これでみなしがなくなりますか。
徳永委員	いろいろな事情で、契約の難しいところがまだまだありますので、みなしはなりませんね。
議長	今後も、次期作支援関係で、サトウキビや飼料作物以外の畑で契約が増えてくると思いますので、よろしくをお願いします。
三島委員	サトウキビには支援はないのですか。
議長	サトウキビには既に6割の国庫補助が使われていると思うので、今回の次期作支援には入らないと思いますが、どうですか。
事務局	こちらにも、サトウキビの次期作支援の話は入っていません。
議長	それでは、質問等ありませんか。 (なしの声) 一括で採決します。全て承認される方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。では、次、議案第21号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。事務局、お願いします。
事務局	はい、売りのあっせんが1件出ています。整理番号1 土地の所在が和泊字草木俣〇〇 普通畑 3,460㎡ 手々知名〇〇番地の〇〇氏より申出がありました。あっせん希望価格が〇〇万円からでお願いします、とのこと。以上です。
村山委員	現在、誰が耕作しているのですか。
事務局	航空写真から分かるように平張施設がありまして、所有者は農業経営をし

	<p>ていませので、契約はないのですが、〇〇氏だと思います。次の、買いのあっせんまで、説明します。土地の所在が手々知名字名川〇〇 普通畑 7,457㎡ 他2筆 合計面積16,689㎡ を買いたいという事で、手々知名〇〇番地の株式会社〇〇より申出がありました。希望価格が〇〇万円～〇〇万円です。この畑は平成30年11月の総会で売りのあっせんがありました。現在の耕作者が畦布〇〇番地の〇〇氏です。売買するにあたっては現在サトウキビの作付けがあるのでその収穫後になると思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、売りのあっせんで、希望価格が〇〇万円～〇〇万円となっていますが、平田委員どうですか。</p>
平田委員	<p>妥当だと思います。</p>
議長	<p>平張施設があるので、現在の耕作者しか買えない案件ですね。それでは、あっせん委員を、平田委員と加納委員で、あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円をお願いします。次に、買いのあっせんですが、平成30年に売りのあっせんが出ていた農地で、売りの希望価格が〇〇万円～〇〇万円でした。株式会社〇〇から買いのあっせんが出た時に、先月の総会で〇〇氏が古里の畑を売ったお金でこの畑を買いたいという事がありましたので、田浦委員が〇〇氏に現在の耕作者の〇〇氏の話をするついでに、株式会社〇〇から買いのあっせんが出た事を話をしたところ〇〇氏は了解したという事です。</p>
徳永委員	<p>古里の畑の売りのあっせんは、取り下げるという事ですか。</p>
議長	<p>そこまでの話は、聞いていません。</p>
徳永委員	<p>売りのあっせんの話は進めてもいいのですか。</p>
議長	<p>それは、少し待って下さい。確認してみます。</p>
平田委員	<p>〇〇氏が買ってしまおうと、ゴルフ場になってしまう可能性があるのですが、畑として使ってくれる株式会社〇〇が買った方が農業委員会としてはいいと思います。</p>
議長	<p>それでは、あっせん委員を平田委員と田浦委員で、あっせん価格を〇〇万円～〇〇万円をお願いします。次に、議案第22号 非農地証明書の発行について 下記の者から非農地証明願いを受理したので、調査委員による現地調査内容の報告後に審議を求める。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、土地の所在が喜美留字肥田木田〇〇 858㎡ 鹿児島市在住の〇〇氏</p>

	<p>より申出がありました。申請地は、登記簿上は畑になっていますが、現況は原野になっています。別紙で非農地証明現地確認調書をお配りしてありますので、ご覧ください。現地調査を私と今井委員、伊地知委員で行いました。農地の区分としましては、10ha以上の広がりがあるので、第一種農地で農業振興地域内で農用地区域外です。土地の現況としましては、表土が浅く隣接地より2～3m高台になっており、傾斜部分があり有効耕作面積が少ない状態で現況は原野状態となつたいます。調査者の意見としましては、申請地は、和泊町役場から北東へ約2.9kmに位置し、公共事業未整備地区である。隣地に住宅が建築されており、進入道路も住宅の出入口から入り、隣の畑と段差があるため耕作面積がかなり少なくなっている。平面上農地としての広がりがあるものの、事実上孤立している。以上のことから、申請地を非農地として判断することは、やむを得ないものと思われる。審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上の説明で理解できましたか。質問はありませんか。 (なしの声) 非農地証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) それでは、全委員、賛成という事で非農地証明書許可証の発行を許可します。次に、合意解約の報告を事務局お願いします。併せて相続の報告までお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、合意解約の報告をします。整理番号1 利用権を設定した者が大阪府在住の〇〇氏、利用権の設定を受けた者が知名町住吉〇〇番地の〇〇氏で土地の所在が谷山字下袋〇〇 普通畑 776㎡ 他1筆 合計面積3,931㎡ 契約期間が平成19年11月1日から令和9年10月31日までの10年間の契約で、合意解約の日が令和2年5月25日で、解約の理由が贈与の為です。整理番号2 利用権を設定した者が東京都在住の〇〇氏、利用権の設定を受けた者が古里〇〇番地の有限会社〇〇で土地の所在が古里字前里〇〇 普通畑 242㎡ 契約期間が平成25年12月1日から令和5年11月30日までの10年間の契約で、合意解約の日が令和2年6月25日です。整理番号3 利用権を設定した者が喜美留〇〇番地の〇〇氏、利用権の設定を受けた者が鹿児島県地域振興公社で土地の所在が永嶺字宇迫当〇〇 普通畑 1,924㎡ 他2筆 合計面積5,069㎡ 契約期間が令和1年8月1日から令和7年7月31日までの6年間の契約で、合意解約の日が令和2年6月10日で、解約の理由が贈与の為です。整理番号4 利用権を設定した者が鹿児島県地域振興公社で、利用権の設定を受けた者が喜美留〇〇番地の〇〇氏、土地の所在が永嶺字宇迫当〇〇 普通畑 1,924㎡ 他2筆 合計面積5,069㎡ 契約期間が令和1年8月1日から令和7年7月31日までの6年間の契約で、合意解約の日が令和2年6月10日で、解約の理由が贈与の為です。次に、相続の報告に移ります。整理番号1 土</p>

	<p>地の所在が国頭字伊原〇〇 普通畑 1,466㎡ 他2筆 合計面積8,974㎡ 〇〇氏から息子さんの国頭〇〇番地の〇〇氏への相続です。あっせんの希望はありません。以上です。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。 (なしの声) それは、その他で、利用状況調査及び8.1調査について、事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、利用状況調査及び8.1調査につきましては、臨時総会の方で説明と地図、一覧表、農地台帳をお配りいたします。それと、今月の27日に予定しております区長会におきまして、利用状況調査及び8.1調査を行う旨をお知らせしたいと思っています。以上です。</p>
議長	<p>それでは、次期総会については、8月24日月曜日午後2時から、この会場です。議案の締め切りが8月17日ですので議案提出の遅れがないように、ご協力をお願いします。以上を持ちまして本日の総会を終わります。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和2年7月16日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____